

# 設備投資を 決断する チャンスです！

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

## 即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

## 特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

### 対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 簡素な手続(事業者の申請不要)

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、  
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 投資計画の申請が必要

機械装置、工具、器具備品、建物、  
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

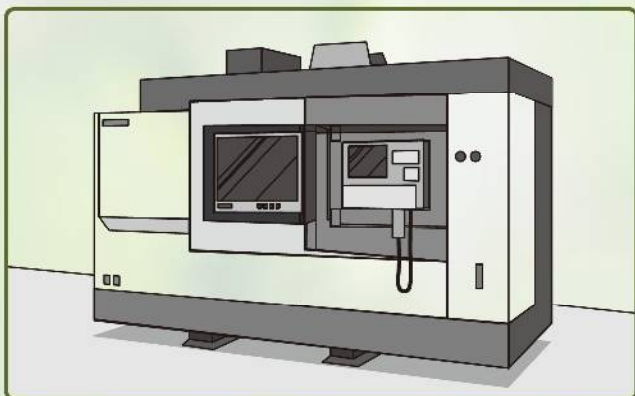
### 利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

## 最新設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア  
※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



### [必要手続]

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

### [要件]

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること  
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等

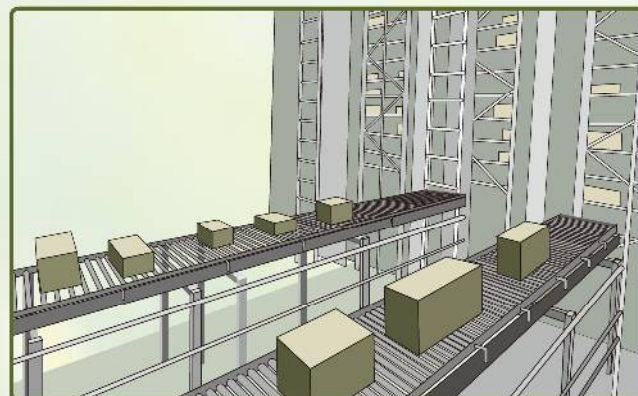
### 一定の価額以上であること

- 機械装置: 160万円
- 工具及び器具備品: 120万円  
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物: 120万円
- 建物附属設備: 120万円  
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア: 70万円  
(単品30万円かつ合計70万円)

## 利益改善のための設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



### [必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

### [要件]

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

### 一定の価額以上であること

- 機械装置: 160万円
- 工具及び器具備品: 120万円  
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物及び構築物: 120万円
- 建物附属設備: 120万円  
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア: 70万円  
(単品30万円かつ合計70万円)

### 生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)